

12-35

総学庶第497号  
昭和60年6月11日

日本学術會議會長  
塚田裕三

研究公務員特例法（仮称）の制定について（要望）  
標記について、日本学術會議第97回総会の認決に基づき、  
下記のとおり要望します。

記

国立の研究機関及びこれに準ずる組織（以下「研究機関等」という。）に勤務する公務員（教育公務員及びこれに準ずるものを除く。）で研究又は研究の統轄に主として携わる者及び研究的要素が含まれる職務に従事する者（以下「研究公務員」という。）の特殊性にかんがみ、研究公務員特例法（仮称）のような特別な法的措置を講じられるとともに、法制定に当たっては、下記の点に留意されることを要望する。

- (1) 研究機関等の設置目的に沿う限り、研究公務員の研究の自由、研究成果の公表の自由を保障すること。

- (2) 研究公務員の職務の特質にかんがみ、任用、勤務評定、兼任ないし兼職、勤務時間及び勤務場所、研修等については、国家公務員法規定の一律的適用を避け、研究機関等の設置目的に応じた柔軟な運用を保障すること。
- (3) 研究公務員の代表によって構成され、研究公務員の自主性、自発性が研究機関等の運営に反映されるような何らかの組織を各研究機関等の内部に設置すること。
- (4) 地方公共団体又は特殊法人の設置する研究機関に勤務する研究者についても研究公務員特例法（仮称）を準用し得るみちを開くこと。

（別添 要望に対する説明）

本信送付先

内閣総理大臣

本信写送付先

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣  
自治大臣  
内閣官房長官  
総務庁長官  
北海道開発庁長官  
経済企画庁長官  
科学技術庁長官  
環境庁長官  
人事院総裁  
農林水産技術會議会長  
工業技術院院長  
全国知事会会长  
全国市長会会长  
全国人事委員会連合会会长  
全国衛生研究所長会会长  
全国農業試験場長会会长  
全国畜産試験場長会会长  
全国蚕糸業試験場長会会长  
全国林業試験場長会会长  
全国水産試験場長会会长  
全国淡水魚試験場長会会长  
全国工業試験場長会会长  
全国繊維試験場長会会长  
全国食品関係試験研究所長会会长

全国公害センター所長会会長  
各省直轄研究所長連絡協議会代表幹事

## 説 明

### I. 研究公務員特例法（仮称）制定の必要性

研究公務員は研究を通じて国民全体に奉仕するもので、その職務と責任において特殊性を有しており、その研究活動は研究者個人の高度な専門的知識と豊かな独創力が基礎になるものである。したがって、研究者の身分や地位が保障され、更に研究題目の選定や研究発表等については、それらが所属する省庁の行政目的に従つたものであるという制約があるにしても、それ相当な自由が保障されなければならぬ。

このような観点から、日本学術会議はその発足の当初から、研究公務員の身分保障等について審議を重ね、研究公務員に対する特例法の制定について、数回にわたって、政府に対し、勧告・要望を行ってきた。また、ユネスコ勧告の趣旨にのっとった科学研究基本法の制定を勧告するとともに、国立試験研究機関の運営の改善についても度々勧告・要望を行ってきた。（参考資料参照）

一方、科学技術会議も諮問に対する答申等の中で、研究公務員の特殊性を強調し、公務員制度の弾力的運用、研究公務員特例法の制定及び研究公務員特例法の内容について言及している。（参考資料参照）

これら度重なる日本学術会議の勧告や要望、科学技術会議の答申等にもかかわらず、研究公務員に対する特別な法的措置はいまだ実現を見るに至っていない。

21世紀に向けて科学技術の飛躍的な発展が望まれる中で、研究機関等に対する期待が急速に高まっている現在、研究機関等に勤務する研究公務員が、その能力を十分発揮し、研究を通じて国民全体に奉仕し、科学の平和的発展を通じて人類文化の進展、平和の維持、国際協力の強化などの責任を果たすためには、研究公務員の特殊性を認識し、研究公務員特例法（仮称）の早急な制定に踏み切るべきであり、その際次のような点に留意すべきであると考える。

そもそも国は科学研究者に対し研究の自由を保障すべきであることはいうまでも

ないが、研究機関等の研究公務員に対しても基本的に研究の自由を保障し、その研究における自主性を尊重することが、独創的な研究を助長し、研究機関等の本来の目的を達成するために極めて重要である。研究公務員特例法（仮称）はこの基本的観点に立って、制定されるべきであると考える。また、それに付随した研究機関等の組織と運営についてもこの観点に立った新たな法的措置が講じられる必要があると考える。

なお、この法律の制定、適用に際しては、現場の研究公務員の中に新しい差別を生ぜしめ、かえって無用な混乱を招くことのないよう慎重な配慮を払うことを要望する。

この研究公務員特例法（仮称）は研究機関等において、研究に必要な技能を有する者及び地方公共団体の研究公務員に準用し得るようにするとともに、公社・公団等の特殊法人の研究所の研究に従事する職員についても同等の待遇を受けられるような措置が講じられることが望ましい。

## II. 研究公務員特例法（仮称）に盛られるべき事項

### （趣 旨）

研究を通じて国民全体に奉仕し、人類文化の進展、平和の維持に貢献する研究公務員の職務とその特殊性に基づき、研究公務員の任免、服務及び研修について規定すること。

### （定 義）

ここでいう研究公務員とは、国立の研究機関及びこれに準ずる組織に勤務する公務員（教育公務員及びこれに準ずるもの）で、研究又は研究の統轄に主として携わる者及び研究的要素が含まれる職務に従事する者をいう。

研究機関等の内部に設置する組織として、例えば研究諮問委員会（仮称）が、法令により個々の研究機関等に設置されることになるが、この委員会は研究機関等の

長及びその研究機関等に属する他の研究公務員からなり、研究機関等の長の諮問に応じ、研究機関等の運営等に関する審議（個人審査を除く。）を行うものをいう。

#### （任用）

採用は、原則として国家公務員採用試験によるが、研究公務員の職務の特殊性を考慮し、選考任用の機会を確保すること。併せて外国人を研究公務員に任用できるようにすること。

#### （勤務成績の評定）

勤務成績の評定は、研究諮問委員会（仮称）の議を経て定めた基準により行うこと。

#### （勤務時間及び勤務場所）

研究公務員の勤務時間及び勤務場所は、職務の性質により研究機関等の長が定めることが出来るようによること。

#### （兼任及び兼職）

研究公務員の職務の公正かつ円滑な遂行を阻害しない範囲で、研究諮問委員会（仮称）の議を経て、研究に関する他の職務に従事することが出来るようによること。

#### （研修）

研究公務員は、その職務を遂行するため、自らたえず研究と修養に努め、技術を練磨し、研究能力の涵養に努めなければならないこと。

研究機関等の長は、研究公務員の研修について、それに要する施設の整備、研修を奨励するための方途、その他研修に関する計画を樹立し実施に努めなければならないこと。

研究公務員は、国内・国外を問わず、本務を離れて研究、研修が出来るようによること。

#### （研究成果の公表）

研究成果の公表は研究機関等の設置目的に沿う限りは原則として自由であること。

## 参考資料

研究公務員特例法（仮称）など研究公務員の身分保障等に関連した日本学術会議の勧告・要望等及び科学技術会議の答申一覧表

### I. 日本学術会議

- 1) 研究公務員特例法要綱（案） 昭和24年10月第4回総会
- 2) 国立の研究機関において研究に従事する国家公務員に対する特別な立法措置について（勧告） 昭和25年3月31日
- 3) 国立の研究機関において研究に従事する国家公務員に対する特別な立法措置について（勧告） 昭和25年12月8日
- 4) 研究者の身分保障について（申入れ） 昭和26年3月8日
- 5) 研究公務員制度について（要望） 昭和29年10月27日
- 6) 研究公務員に対する特例法の制定について（要望） 昭和31年3月2日
- 7) 科学研究基本法の制定について（勧告） 昭和37年5月18日
- 8) 国立研究機関の運営と研究公務員の現状の改善について（勧告）  
昭和46年11月9日
- 9) 再び科学研究基本法の制定について（勧告） 昭和51年6月3日
- 10) 婦人研究者の地位の改善について（要望） 昭和52年5月23日
- 11) 国・公立試験研究機関の運営の改善について（勧告） 昭和55年11月1日

### II. 科学技術会議

- 1) 諸問第1号「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」に対する答申 昭和35年
- 2) 科学技術振興の総合的基本方策に関する意見 昭和41年
- 3) 諸問第5号「1970年代における総合的科学技術政策の基本について」に対する答申 昭和46年
- 4) 諸問第11号「新たな情勢変化に対応し、長期的展望に立った科学技術振興の総合的基本方策について」に対する答申 昭和59年